

各職域接種実施団体の長 様

山口県健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室長

令和 4 年度職域接種促進のための支援事業の申請について

平素から、本県新型コロナウイルス感染症対策につきまして、格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、下記のとおり御案内いたしますので、対象となる企業・大学等におかれましては、内容を御確認の上、提出をお願いいたします。

なお、提出する様式等は県ホームページ（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/19142.html>）に掲載しておりますので、ダウンロードして御使用ください。

また、インターネット閲覧環境にない等、特別の事情がある場合は、担当まで個別に御相談ください。

記

1 補助対象

職域接種（令和 3 年 11 月 17 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチン追加接種（3 回目接種）に係る職域接種の開始について」に規定する接種を指す。以下同じ。）のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、以下の条件に該当するもの

- (1) 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体（以下「中小企業等」という。）を事務局として共同実施するもの
- (2) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの（※）  
※ 文部科学省から職域追加接種における地域貢献の認定を受ける必要があります。  
具体的な時期や方法等については、令和 4 年 6 月以降に改めて文部科学省から周知予定です。

2 補助対象事業者

中小企業及び大学等（中小企業等においては、複数の企業で構成した団体の事務局）

3 補助対象経費

以下の経費を対象として、1,500円×接種回数を上限に実費補助

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える対応に必要な経費  
（例：感染防止対策、会場借り上げ、会場設営・撤去費等）

- その他、接種体制確保のために必要となる取組のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業（負担金）の対象とならない、又は、超える部分に係る経費

#### 4 申請書の提出

- 提出期限：令和4年6月30日（木）

※消印有効

※地域貢献の認定が間に合わない大学等におかれましては、提出期限までに個別にご相談ください。

- 提出方法：以下へ郵送してください。

所在地：〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

宛 先：山口県健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室 補助金担当 宛

- 提出書類

- (1) 交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業実施計画書（別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4）
- (3) 添付書類
  - ア 年度歳入歳出予算（見込）書（抄本）
  - イ その他参考となる書類

#### 5 補助金の交付等

- (1) 提出いただいた申請書については、内容を審査の上、適当と認めた場合には、交付決定の通知をします。
- (2) 交付決定の通知を御確認の上、実績報告書（別記第2号様式）を御提出ください。
- (3) 提出いただいた実績報告書については、内容を審査の上、適当と認めた場合には額の確定通知をします。
- (4) 額の確定通知を御確認の上、請求書（別記第3号様式）を御提出ください。

#### 6 消費税等仕入控除税額の確定について

令和3年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（0円の場合を含む）は、令和4年8月31日までに消費税等仕入控除額報告書（別記様式3号）を提出いただくこととなります。

#### 7 その他補足

- 本支援の対象は、中小企業及び大学等が接種を委託した外部の医療機関が、中小企業及び大学等の指定した場所に出張して実施する職域接種であること。企業内診療所が実施する場合、接種対象者が外部の医療機関に出向いて接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は対象外であること。

ただし、商工会議所、業界団体等が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、

①外部医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生している

②職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届けを提出する

の全てに該当する場合は、外部の医療機関が出張して実施する職域接種と実質的に同

じものであることから、本支援の対象であること。

- 中小企業及び大学等が実施する職域接種における接種対象者が、中小企業及び大学等が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合は、本支援ではなく、医療機関の種別に応じて、「個別接種促進のための支援（※）」の対象となること（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する）。
- 大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は、本支援ではなく、「個別接種促進のための支援（※）」の対象となること（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する）。

※ 個別接種促進のための支援については、県ホームページ (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/19142.html>) に掲載しておりますので、御確認ください。

新型コロナウイルス感染症対策室

TEL:083-933-3002、2890

FAX:083-933-2491

メール: corona2@pref.yamaguchi.lg.jp